

平成15年2月定例会会議録

1 日時

平成15年2月18日(火) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 高木 恒雄
委員長職務代理者 村瀬 光一
委員 砂田 清子
委員 数野 美つ子
教育長 落合 護

4 出席職員

教育次長 石毛 成昌
管理部長 平川 道雄
学校教育部長 皆川 征夫
生涯学習部長 石井 英一
生涯学習部次長 阿部 忠弘
管理部参事兼総務課長 加藤 嘉美
管理部参事兼財務課長 高橋 恒男
管理部参事兼施設課長 松本 秀男
学校教育部参事兼総合教育センター所長 島 聡
生涯学習部参事兼市民文化ホール館長 白鳥 昭興
学務課長 山岸 信和
保健体育課長 後藤 宏行
社会教育課長 河野辺 則夫
文化課長 大橋 武彦
青少年課長 福地 幹夫
生涯スポーツ課長 稲田 時男
飛ノ台史跡公園博物館長 立田 健三郎
指導課長補佐 前田 哲也

5 議題等

議案第1号 船橋市立法田中学校用地の変更について

議案第2号 船橋市総合教育センター運営委員会規則の一部を改正する規則について

議案第3号 平成15年度教育費に係る予算案について

議案第4号 船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後2時

ただ今から教育委員会2月定例会を開会いたします。

前回の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

承認します。

【委員長】

それでは、議事に入りますが、議案第3号及び議案第4号については市長への意見の申し入れですので、審議は非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第3号「平成15年度教育費に係る予算案について」及び議案第4号「船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、船橋市教育委員会会議規則第14条の規定により審議は非公開といたします。

それでは、議案第1号「船橋市立法田中学校用地の変更について」施設課説明願います。

【施設課長】

議案第1号「船橋市立法田中学校用地の変更について」ご説明いたします。

次のページの案内図をごらんください。法田中学校南側の通学路の一部、赤で塗ってある部分でございますが、これは学校用地であり、同校建設時に通学路として、昭和47年に用地買収したもので、現在に至っております。このたび青で塗ってある、この私道部分について、土地所有者から市の道路管理者あて寄附の申し出書が提出されましたので、赤の部分の学校用地についても道路管理者への財産移管が最良と考えられますので、藤原7丁目379番147の学校用地363.70平方メートルを用途廃止し、道路用地として移管したいというものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【委員長】

ただ今説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

【委員】

この私道部分は、現在車とかは通っているところですか。

【施設課長】

はい。初めから通っています。

【委員】

では、これを市に移管したからといって子供たちの交通に障害があるということはないわけですね。

【施設課長】

ありません。

【委員長】

他にございませんか。よろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、お諮りいたします。議案第1号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第1号については原案どおり可決されました。続きまして、議案第2号「船橋市総合教育センター運営委員会規則の一部を改正する規則について」総合教育センター説明願います。

【総合教育センター所長】

議案第2号「船橋市総合教育センター運営委員会規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

来年4月1日より船橋市が中核市へ移行いたします。それに伴いまして教職員の研修事業が大部分、千葉県から船橋市に移譲されます。そのため、当教育センターの一層の研修事業の充実、機能強化を求められております。そこで、運営委員会規則を以下の3点を中心に改正したいと存じます。

1点目でございますが、広範囲に意見を求め、研修事業の充実及びセンター機能の強化を求めるために委員の構成人数を8人以内から10人以内へ増やしたことでございます。

第2点目、教育関係者以外からも広く意見を求めるために、社会教育代表者や学識経験者を含め委員を広く求め、さらに女性を3割程度委員に加えることでございます。

3点目、委員の任期を2年から1年に短縮したことでございます。

以上、改正の趣旨をご理解いただきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【委員長】

ただ今説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

8人を10人に増やすということは、委員の構成を幅広いものにすることと、女性も増やすということだと理解しましたが、それでよろしいかということ。

それから、運営委員会というのが、具体的にどれぐらい開かれて、どのようなことを審議して、どのようなサゼッションを教育センターにお示しくださっているかということをお聞かせください。

【総合教育センター所長】

委員の数を増やすのはご指摘のとおりでございます。広く意見を求め、教育センターの運営に生かしていくということでございます。

それから、質問の2点目、運営委員会でございますが、1年間に5月と2月の2回開かれているものです。1回目は、その年の教育センターの事業計画にのっとりまして広く意見をいただいております。2回目の2月につきましては、1年間の事業報告の冊子をつくれますので、それに基づきましての反省と次年度に向けての計画でございます。

【委員】

もう1つ、2年を1年の任期にする何か確たる理由がありますか。

【総合教育センター所長】

これまで2年の任期でございますと、人事異動等で人が代わりますと、残った任期を残った方がさらに引き継ぐという形で、非常に煩雑でございましたので、人事異動で代わっても対応できるように、また、さらにこの教育界が大変激動の時代でございますので、任期を1年に短縮いたしました。

【委員】

新しい方に教育長の名前が載っていませんが、これは別に教育長が入らなくても運営委員会には支障がないということで削られたのでしょうか、どうなんですか。

【総合教育センター所長】

教育長につきましては、もっと高い時点から、その都度、当センターの運営にはご指導いただいておりますので今回のメンバーからは外してございます。また、運営につきましては差し障りはございません。

【委員】

小学校教育研究協議会とか中学校教育研究協議会の代表者というのは、具体的に言えばどういう方が入ってこられるのでしょうか。

【総合教育センター所長】

小学校教育研究協議会の場合、その代表といいますと会長ということになるかと思いますが、必ずしも会長とはこだわらず、その組織の中で選んでいただければと思っております。

【委員】

では、教職員ということですね。

【総合教育センター所長】

そのとおりです。

【委員】

説明の中で女性を増やすという説明がございましたが、そういう規定はどこにも載っていないのですが、これは。

【総合教育センター所長】

今年6月に、審議会等を設置するにあたっての規約といたしますか、方針が船橋市として示されていますが、女性を3割程度入れるようにということになっております。

【委員】

これは質問ということではないんですけども、教育界は激動の時代に入って、1年で幅広い人をということですけども、ここに代表者、代表者となっていて、充て職になるわけですね。大抵代表者というのは、今の日本、船橋の場合も男性の方が多いというような経緯があります。あとは学識経験者のところで女性を入れたり、ほかの民間の方を入れるというお考えだと思いますけれども、ぜひ運営委員の選抜というところでは、柔軟に本当に適切な人を選べるようなものに規則も持っていけるように、これは感想というか、意見を述べるだけにとどめますけれども、以後、そのようなことも念頭に置いていただければと思います。

【委員】

これらの役員というか、代表者はいつ決めるのですか。

【総合教育センター所長】

5月に第1回目のセンター運営委員会がございますので、その前までに、年度が改まりましたら、早速ご手配いただくことになっております。

【委員】

それらの記録はどこで拝見することができるのでしょうか。例えばこういう委員が今年度選ばれたといった。

【委員長】

これは教育委員会で委嘱、任命しますが、教育長の専決事項となっておりますので、必要に応じて報告がなされます。

他にございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、お諮りいたします。議案第2号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第2号については原案どおり可決されました。続きまして、議案第3号「平成15年度教育費に係る予算案について」財務課説明願います。

議案第3号「平成15年度教育費に係る予算案について」は、財務課長、管理部長、学校教育部長及び生涯学習部長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

議案第3号については原案どおり可決されました。続きまして、第4号議案を審議いたしますが、教育長は自己に係わる議案でございますので退場願います。

(教育長退場)

【委員長】

それでは、議案第4号「船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」総務課説明願います。

議案第4号「船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、総務課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

議案第4号については原案どおり可決されました。教育長は入場してください。

(教育長入場)

【委員長】

他に何かございませんか。

ないようでしたら、これで教育委員会2月定例会を閉会いたします。

【委員長】 閉会宣言 午後3時30分

2月定例会議事日程

日時 平成15年2月18日(火) 午後2時

場所 教育委員室

委員長開会宣告

第1 前回会議録の承認

第2 議案第1号 船橋市立法田中学校用地の変更について

第3 議案第2号 船橋市総合教育センター運営委員会規則の一部を改正する規則について

第4 議案第3号 平成15年度教育費に係る予算案について

第5 議案第4号 船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

第6 その他

委員長閉会宣告